

地域の生涯学習の場として

# 中央林間小学校の特別教室を開放中！

楽器・合唱の練習や木工作・調理などグループでの学習や地域の交流活動にご利用ください。

## 《利用できる教室》

H25.4.1 利用以降

教室	設備・備品	使用料
図工室	作業台(9)、手回しろくろ、電動糸のこ	9:00-17:00 75円/時
		17:00-21:00 125円/時
音楽室	アップライトピアノ	9:00-17:00 75円/時
		17:00-21:00 125円/時
家庭科室	調理台(10)、ガスレンジ、和洋食器・鍋類一式、オーブントースター(2)・ミシン・アイロン	9:00-17:00 350円/時
		17:00-21:00 425円/時

## 《利用できる時間》

開放日	開放時間
平日 (※月曜日は除く)	午後6時～午後9時
学校の休業日 (土・日曜日・国民の祝日・ 長期休業(春・夏・冬休み) ※12/29～1/3は除く)	午前9時～午後9時

※学校の都合で、上記の開放日時であっても、ご利用できない場合があります。

利用日の前月の初日にお問い合わせください。

## 《利用方法》

◎団体登録…市民(在学・在勤含む)の2人以上の生涯学習を目的としている団体であれば登録できます。

(すでに、生涯学習センター利用登録団体は、あらためて登録する必要はありません。)

◎利用申込…利用日の前月の初日から、つきみ野学習センターで電話予約ができます。その後、利用日の5日までに(なるべく利用日の前月の25日までに)つきみ野学習センターに利用申請書を出してください。

◎その他…構成員の過半数が中学生以下で占める登録団体の場合、使用料が全額減免されます。新規で登録される場合は、登録申請の際に提出していただく「会員名簿」の該当者欄に、学年を記載してください。既に登録をされている場合は、学年を追記した「会員名簿」を再提出してください。

詳しくは、つきみ野学習センターまでお問い合わせください。

大和市つきみ野学習センター 電話:046-275-0088

## ■ 使用にあたって

- 使用前後
  - (1) 使用時間には準備から後片付けまでが含まれます。申請時間を越える使用はご遠慮ください。
  - (2) 使用後は、備品等の格納、室内の清掃、戸締り、忘れ物確認、消灯等を行い、使用後点検報告書を管理人へ提出してください。また、使用で生じたごみはお持ち帰りください。
- 注意事項
  - (1) 校内は禁酒・禁煙です。
  - (2) 許可なく施設の原状を変更、工作しないでください。
  - (3) 児童・生徒の作品等にむやみに触れるなどしないでください。
  - (4) 使用する場所以外の教室や廊下等には入らないで下さい。
  - (5) 団体の物品はお持ち帰りください。
  - (6) 原則としてお車でのご来校はご遠慮ください。
  - (7) 特に定めのない事項については管理人の指示に従ってください。
- 使用上の遵守事項（規則第8条）
  - (1) 使用目的以外の施設又は設備を使用しないこと。
  - (2) 危険な物を持ち込まないこと。
  - (3) 許可なく火気を使用しないこと。
  - (4) 使用後は、責任をもって清掃を行い、ごみ類は持ち帰り、戸締りを完全にすること。
  - (5) 学校職員、近隣住民、他の使用者等に対し迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 使用許可の取り消し 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。
  - (1) 使用にあたっての注意事項を守らなかったとき。
  - (2) 不正又は虚偽の申請をしたとき。
  - (3) 使用の権利を他に譲渡したとき。
  - (4) 学校又は教育委員会が施設を使用する必要性が生じたとき。
  - (5) その他、管理上支障があると認めるとき。
- 登録証 使用申請及び使用の際は利用者カードを携行し、学習センター担当又は管理人の求めに応じてご提示ください。また、団体の解散や登録の取消があった場合にはただちに利用者カードを学習センター窓口へ返却願います。利用者カードを紛失したとき又は登録内容に変更が生じた場合は速やかに学習センター窓口へ届出願います。
- 登録の取り消し 次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがあります。
  - (1) 偽り、その他不正な手段により登録を受けたとき。
  - (2) 使用上の遵守事項に著しく反したとき。
  - (3) 登録団体としての要件を欠いたとき。
  - (4) その他、登録団体として不適当と認められる理由があるとき。
- 緊急時の対応 使用中に事故等が発生した場合は管理人に連絡しその指示に従ってください。
- 賠償責任 施設・備品等を損傷、亡失したときは、直ちに「施設等損傷・亡失届」により教育委員会に届け出てください。また、教育委員会の指示を受けて原形に復し、その損害を賠償してください。

## ■ 配置図

